

第2期 第20回小金井市地域自立支援協議会 議事要旨（仮）

日時：平成23年11月2日（水） 14：00～16：00

場所：前原暫定集会施設 A会議室

出席者：協議会委員 10名

地域福祉課長

保育課長

子育て支援課長

健康課長

障害福祉課障害福祉係長

障害福祉課相談支援係長

障害福祉課障害福祉係

地域生活支援センターそら（2名）

持参資料：障害者計画（第3期 障害福祉計画） 素案

1. 開会

2. 議題

「小金井市障害者計画（平成23年度改訂）第3期小金井市障害福祉計画」策定に向けての検討
「第4章 障害者福祉サービス等の必要量見込みと事業量の確保」

伊藤会長	ありがとうございました。ご質問やご意見等いかがでしょうか。
山田満里子委員	単純な区分けミスだと思うが、56ページの「短期入所」が「③居宅系」に入っているが、「②日中活動系」の一番下に入るべきものではないか。
事務局	訂正する。
山田満里子委員	短期入所の件と関わることで少し前に戻りますが、33ページの「日中一時支援事業」のところに書いてある文章は、「短期入所」の説明ではないかと思われるような文章になっています。どうしてもここが引っかかったので前の計画を見たところ、やはり同じ文章になっていました。ですが現実には、例えば、相対的に床が少ないとか、精神障害者の受け入れ先が市内にないということは短期入所のことです。前の計画では、短期入所という言葉がはっきりと入っていますので、「日中一時支援事業」と「短期入所」をごっちゃにしているのではないかという気がします。そもそも「短期入所」も「日中一時支援事業」も同じ事業所でやることが多いので、そういうことになったのかなと思うのですが、「日中一時支援事業」は市内では障害者福祉センターでもやっていますよね。ですので、文章的には短期入所のことがそのまま書かれているのではないかと思います。

事務局	分かりました。訂正させていただきます。
山田満里子委員	もう1つ、もっと前に戻りますが、前々回の時に私が申し上げた、「発達支援センター」ではなく「発達支援事業」だと申し上げたことは訂正されていますが、26ページの【現状と課題】の1行目「発達支援事業を推進しています」とありますが、発達支援事業はまだ始まっていないのに「推進しています」という表現はおかしいと思います。
伊藤会長	この部分は、また後でやりたいと思います。今は、説明があった部分について議論していただきたいので、説明があった部分についてのご質問やご意見をお願いいたします。
事務局	53ページの「相談支援」の平成21年度の供給見込みが「3人日分」となっていますが、「5人日分」に訂正をお願いします。下の「障害者地域自立生活支援センター」と「地域生活支援センターそら」を足した合計になりますので、5人日分となります。前の計画がミスプリントでそのままになっていたと思われます。
森田委員	「同行援護」について2点あります。まず、57ページで平成24年度は332時間という計画になっていますが、1人あたりにすると15時間となり、かなり少ない印象を持ったので計画として適当なのかどうかということと、59ページの地域生活支援事業の「移動支援」から人数が移っているのだろうというイメージで見ているのですが、移っているのだとしたら、移動支援の供給見込み85人、87人、89人というのは22人分減った数字が合っているのではないかと、あるいは500時間相当分増えるのではないかと思います。
事務局	同行援護につきましては、今のところ小金井市では、月の上限を25時間の支給で出そうと思っているのですが、利用実績として見た場合、移動支援の平均は約15日になります。全員がMAX25時間利用しているわけではありませんので、年間で見ると月15時間利用しているということで計画しました。移動支援につきましては、22人分を抜いた数値を出しています。人口増加率を掛けて数値を出していますので、22人分を引いた実績値で平成24年度から26年までを見込んだ結果、このような結果になるということで計算しています。
伊藤会長	よろしいでしょうか。
森田委員	人数についての整合性はよく分かりました。ただ、同行援護を15時間で3年の計画を立ててしまっただけのよいかどうか若干引っかけます。国の基準は概ね50時間提供するという話を聞いたことがあるので、小金井市の計画の時間とはかなり離れていてビックリする数字だと思うので、計画として15時間でよいかどうか少し考える必要があると思います。
伊藤会長	もう少し増やしたほうがよいということでしょうか。
森田委員	新しい制度になったのにもかかわらず、基準より少ない時間で計画を立ててしまっただけのよいかどうかというところです。
伊藤会長	その辺についてはいかがでしょうか。
事務局	同行援護は新しくできたもので、うちのほうでもどれくらいの伸び率を取ったらよいかということでこの数字にさせていただいたのですが、動向を見ながら

	伸び率が大きいようであればもう少し見込んでいきたいと思えます。今のところは・・・
伊藤会長	もう少し検討していただくということでもよろしいでしょうか。
事務局	では、もう少し伸び率を増やせるよう検討いたします。
伊藤会長	ありがとうございます。他にいかがでしょうか。
山田正市委員	50 ページの文章について、読みにくいと思えました。「平成 26 年度の目標値の実現に向けて」と始まっているので、「その確保に向けて努めていきます。」で終わるのではなく、「小金井市は、平成 26 年度の目標値の実現に向けて、サービス利用の伸び率や新たなサービス対象者等を勘案しつつ、平成 24 年度から平成 26 年度の各年度における、指定障害福祉サービスの各サービスの見込み量を設定しました。」としてはいかがでしょうか。
伊藤会長	どこに何が係るかということですね。
事務局	読みやすいように検討いたします。
山田正市委員	もう 1 つ、54 ページの①訪問系の「同行援護」の文章に「視覚障がいにより」と「障がい」をひらがなにしています。55 ページの「自立訓練」の文章も「身体障がい者」や「知的障がい者・精神障がい者」とひらがなにしています。また、56 ページの「相談支援」の文章も「自ら障がい福祉サービスの利用」とひらがなになっていますが、これはどうなんでしょうか。
伊藤会長	どれをひらがなにしてどれを漢字にするかという基準ですね。これについてどうお考えでしょうか。
ジャパン総研	法律表記に関するものは漢字で記しています。よって、56 ページの「自ら障がい福祉サービスの利用」については「障害福祉サービス」と漢字になります。それ以外にご指摘があったところについては、全てひらがなで「障がい」となります。なお、捕捉があります。55 ページの「療養介護」の文章で「医療の必要な障害者」というところは「医療の必要な障がいのある人」と表記が変更になります。漢字で「障害者」というもの全て「障がいのある人」ということで全計画共通になっています。
伊藤会長	考え方のご説明がありましたので、そういう観点で見ただけであればと思います。ご指摘ありがとうございました。他にいかがでしょうか。 それでは、計画を通して意見を伺えるのは今日が最後ですので、素案全体の確認に移らせていただきたいと思えますが、この 4 章についてお気づきの点がございましたら、随時ご指摘いただければと思います。実は、10 月 21 日に計画全体についての事務局会議を行い、第 2 章までの見直し作業を行いました。その結果、今回お送りした文章の中で特に大きく変わったところは、第 2 章第 2 節の進捗状況の表記です。前回ご指摘がありました「未実施」という表現はおかしいのではないかとということで、「改善」へ直しました。それから、「達成・継続」を「達成・充実」という表記に変更しました。進捗状況の要望についてはかなり訂正しています。そのことも含め、全体を通しての検討を進めたいと思えます。 まず、先ほど山田満里子委員からご指摘いただいた 26 ページの【現状と課題】

	<p>の「発達支援事業を推進しています」は、まだ推進していないということですね。「発達支援事業」はどこに置くのでしょうか？相談？ピノキオ幼稚園のものを発達支援事業と言っているのでしょうか？</p>
山田満里子委員	<p>前々回の時に、「発達支援センター」という表記は違うのではないかとということで直していただいたと思うのですが、本来なら「発達支援センターが望まれるところですが」というのは残していただきたかったです。そんな中、「発達支援事業を検討中です」くらいでよいのかなと思います。発達支援事業と、先ほどお話があった「発達障害者支援センター」とはどのような関係があるのでしょうか。</p>
伊藤会長	<p>発達障害者支援法に基づいたセンターで、まだ都に1つしかありません。名前が難しいところですね、そっちとの区別をどうするかということもあって、市としてもまだ決まってないですね。</p>
堀池委員	<p>庁内に発達支援の作業部会等があり、福祉、子育て、教育で部会をやっていますので、その中に諮って表記について調整させていただきたいと思います。平成25年4月という目標に向かって、実際にどこまで書けるかというところと位置づけみたいなのを書いて、またご説明させていただきたいと思います。</p>
伊藤会長	<p>という回答でしたが、これに関して矢野副会長から、3ページの第1章第4節の「(2) 障がいのある人の社会参加に向けた自立の基盤づくり」についてご説明をお願いします。</p>
矢野副会長	<p>「また、障がいの軽減を図るため、乳幼児において障がいを早期に発見し、早期対応等に努めるとともに、生まれてから高齢期に至るまでの一貫したサービスを受けることのできる体制を確立します。」とありますが、抽象的なのもう少し具体的に表記したほうがよいかもしれません。子どもだけではなく子どもを育てる母親の家庭支援も併せて必要ではないかと思うので、「早期に発見し、早期療育家庭支援と総合的に支援を取組む（発達相談センターなのか発達支援センターなのか発達相談支援センターなのか、そこは市がどのようにするかで、いずれかを書いて）生まれてから高齢期に至るまでの総合的な支援を図ります。」としたほうがよいと思いますが、カギカッコをどのような表現にするかです。</p>
堀池委員	<p>先ほど山田委員にお話したとおりになると思いますが、色々と問題があってどこの主管が設置されるかということも決まっておきませんので、障害の計画ではそこをどのようにしたのかも含めて、どのような表記にするか部会の中で整理させていただきます。</p>
矢野副会長	<p>この部分はかなり時間をかけて議論しているところなので、このメンバーとしてはそういう文言がきちんと入ってないと、僕らがこれに関与したという思いがありますので。</p> <p>27ページのピノキオ幼稚園についての表記は、前回の計画とほぼ文言が同じですが、今はある程度の進捗の変化があるので、今の実態を反映したような文章に表現を変えるべきではないでしょうか。今は具体的に青写真なり移転の話が進んでいて、検討が始まっているので、そういうことをきちんと表記したほう</p>

	<p>がよいと思います。そうすれば、前段で掲げた基本的なことが少しずつ反映しているよという形に持っていけるとと思いますし、先ほどの山田委員のところもよい文章表現ができればベターだと思います。</p>
堀池委員	<p>特に、発達や災害については、将来像はあるにしても現在取り組み始めたところが多いので、ピノキオ幼稚園や発達支援に関わるところについては、もう一度各課に投げて、それに即したような表現の記載をお願いし、統一感を図っていきたいという思いを伝えます。</p>
伊藤会長	<p>19 ページの第3節の(2)には、「家庭支援を含めた継続的な相談・療育体制づくりが必要です。また、生涯にわたる相談や発達支援に向けたネットワーク事業の推進を図ることが急務です。」と、家庭支援を含めたことがはっきり書かれていますので、この辺を生かした統一的文章を考えていただきたいと思います。確かに今は、家庭支援はすごく求められていることなので。矢野副会長にご提案いただいた第3節についてはいかがでしょうか。</p>
矢野副会長	<p>32 ページの4行目からの「住み慣れた地域の中での生活」のところですが、先ほどの「地域移行支援」と「地域定着支援」が新たな相談支援事業として入ってくるということで、まだ計画の数値としては0のままで今後どうするかということがありますが、そういうことも含めていくと、そこに書いてあるような言葉、「そのためには居住に関する施策」、これは市営地区のグループホーム・ケアホームですが、「はじめとする地域移行における住宅」とか、「医療であり在宅支援、それを支える相談支援」ということを入れて、また、後段に「今後も住み慣れた地域」とたくさん出てくるので、「保健・医療・福祉の連携に基づいて、障がいのある人に対し必要なサービスが十分提供できる体制を整え、地域で安心して暮らせる体制を整えていく」という辺りに、家族を含めた支援ということをきちんと位置づけておくとよいのではないかと思います。午前中にチラッと読んで気づいたばかりなので、文章としてはまだですが。【現状と課題】の各節の文章がきちんとできていれば、項目の説明は現状にあった説明にしてもらえれば基本的な考え方が出てくるので、そこをきちんと議論していくとよいのではないのでしょうか。</p>
伊藤会長	<p>矢野副会長のご提案に対して、ご意見等いかがでしょうか。 医療やリハビリについては、後段に結構書いてありますよね。</p>
中村委員	<p>住宅の保障策を市が行うのは難しいですよ。</p>
矢野副会長	<p>1つは、小金井市が今度どのようなスタンスで福祉・医療に臨むのかということが打ち出せるといいですね。そのための提言を僕らがしているんだと思います。</p>
中村委員	<p>やはり縦割りというか、障害福祉課だけでは考えられないものもあるので、例えば、小金井市では公営の住宅には必ずこういうものを設けましょうという違う課が絡んでくるので、それができるともう少し、限られた土地の中で新しく土地を見つけて何かをするということはとても難しいことなので、今建て替えられる公共のものをつくる時にはそこには必ず何を入れましょうということを位置づけてくれるとずいぶん違うのではないかと思います。横に繋がって</p>

	くような動きがないと、障害福祉課だけで考えるのは難しいと思います。
矢野副会長	そういう意味では、答申に盛り込んで、委員から意見が出ていますよというところを足掛かりにしてもらえるといいなと思います。
中村委員	地域で暮らしていくということを前面に出しているわけですから、住宅のことが必要ですね。それは言ったほうがよいと思います。
堀池委員	委員のご意見のとおり実際にそのようなところがあって、住宅関係になってくると都市計画や街づくりなどの関係機関へどんどん広がって、部局をまたぐとその部の考え方になってしまいます。課題を挙げていただくのは当然よいことであって、それを認識して障害福祉課として今後どうやって課題を少しでも埋めていく努力をするかというスタンスは変わらないのですが、こういう計画づくりになると、あくまでもこういう課題はあるけれども取り組みますという表記にならざるを得ません。庁内での動きなどもこまめに動くということしかできないんですね、実際のところは。それを少しでも一歩でも一年でも早く進める努力をするというところですね。色々聞いてみますけれども、公に記載するのは厳しいところで、障害福祉課としての個別案件としてご相談に乗ることは十分に可能というところですよ。
吉沢委員	質問ですが、35 ページの「入所系サービス事業」のところに、「市内には入所施設がないため、施設での生活を余儀なくされている人は、他市の入所施設を利用しているのが現状です。」とありますが、近隣に小金井市の方が入っている施設があるのでしょうか。
中村委員	西東京、小平、三鷹。
吉沢委員	これから小金井市内につくる計画はあるのでしょうか。
中村委員	国の方針としては、入所施設はなるべくつくらない方向ですが、1つもない市には設置することが可能です。ただ、実際に動きましたが難しかったですよね。
矢野副会長	施設実施基準で一時は個室という流れになって、小規模な施設づくりということがありましたけど、ここにきて財政的な問題や土地の確保の問題で共同部屋でもいいというようなゆるやかな設置基準になっています。ですが、これからの流れとしては地域移行がメインになってくるので、グループホームやケアホームを含めた 24 時間の支援体制をつくりながら、家庭に頼るなり自立してアパートで生活するというのをどうやって実現させていくかということのほうが課題になってくるので、小金井市に新しい施設をつくるよりそういうシステムをどう作り上げていくかというのをやったほうが現実的だと思います。そういう意味では、当事者本人だけではなく家族を含めた支援という視点を持たないといけないと思いますので、そこは大きく打ち出したほうがよいと思います。その中でできることを1つ1つやっていこうというスタンスが大事だと思います。 29 ページの「中間的就労の場づくりの検討」のところは空白になっていますが、ここは文言が入るのでしょうか。
ジャパン総研	調整中です。

矢野副会長	それから、42 ページの「障害者健康診査」で「16～39 歳の障がいのある人を対象に」ということで年齢を区切っているのですが、これは何か意味があるのでしょうか。私たち市民は継続的ではなく断続的ですが 10 歳毎に案内等が来ますよね。
山口満里子委員	40 歳以上は特定健診（保険年金課）になるので、これは集団検診（健康課）です。
矢野副会長	それで 16～39 歳ということになっているのですね。 あと、前のページの「療育相談」で「身体に障がいのある児童や、疾病により長期に療養を要する児童を対象に」ということで限定していますが、これからはすべての障がいのある人の療育相談という観点だと思うのですが、この規定は条例などがあるのでしょうか。
事務局	保健所の管轄になるので分かりません
矢野副会長	45 ページの第 4 節の【現状と課題】の 2 行目、「また、併せて障がいのある人を介助」というところを「また、家族も含めた障がいのある人を介助」としたほうが、先ほどの理屈で表記しておいたほうがよいと思いますが、いかがでしょうか。単発的に入れても、その後の「主要事業」との関連性も含めて考えなければいけません、いたるところに書いておいたほうがいいのかとも思います。 あと、46 ページの「バリアフリー住宅の普及促進」と 49 ページの「重度知的障害者（児）住宅設備改修の検討」と「住宅相談の充実」のところで、前回もあった、重度知的障害の方へ住居の防音構造なども含めた支援があったと思いますが、どこかに反映できないでしょうか。内容としてはこのような書き方しかできないのでしょうか。そういう議論もどこかに反映できるといいなと思います。46 ページの「バリアフリー住宅の普及促進」は、どちらかというくと重度身体障害者の家の段差や手すりなどを指しているのだと思いますが、「重度知的障害者（児）住宅設備改修の検討」は、防音設備を含めた住宅設備改修ということで、結構制限があって厳しくて使えないという話を聞きますが。
山田満里子委員	住宅に関する制度は、重度知的障害にはまだないと思います。「検討します」となっているのは前回から変わらないです
矢野副会長	まだないのですね。じゃあ、これはこのままで実現できればいいですね。
伊藤会長	細かいことで申し訳ありませんが、9 ページの「(4) 発達障がい者、高次機能障がい者等について」と「(5) 高次脳機能障がい者等について」とダブっているので、(4) の高次機能障がい者は省いてよいのではないのでしょうか。
ジャパン総研	表記の調整をします。
伊藤会長	教えていただきたいのですが、11 ページの(2)の「①障害児保育・療育・教育の充実」で、前はここに巡回相談の話があって、それはもうやっているという話はしましたが、巡回相談について全て削除されていますが何故でしょうか。除いた理由があるのでしょうか。もともと計画に載っていないからでしょうか。
ジャパン総研	そうです。
伊藤会長	了解しました。あと、用語的なことですが「介護者」と「介助者」はどうなっ

	たのでしょうか。例えば、20 ページの「(6) 家族介護者の負担軽減と家族支援」とあって、その下には「アンケート結果より、介助者のうち」となっています。前に「介助者」で統一するという話があったと思うのですが。
山田満里子委員	どちらに統一するかはまだ決まっていません。
伊藤会長	アンケートは全部「介助者」になっていますよね。
山田満里子委員	「介助者」のほうが多いですね。もう一度検討いたしましょう。
伊藤会長	27 ページの①障害児保育・療育・教育の充実の「特別支援教育を要する児童・生徒に対する就学支援」のところで、3 段落目の「今後も通常の学級に在籍する特別支援教育を要する児童・生徒に対する相談支援を充実します。」とありますが、その前では、特別支援学級に在籍している人や就学相談の話をしているのに、ここで突然、通常学級に在籍する人の話になるのは流れるにおかしいと思います。「今後も」というのが引っかかったので検討していただきたいと思います。
森田委員	9 ページの「高次機能障がい者等について」(4) と (5) でダブっているのですが、どうしようという意見がありましたが、前回も提案させていただいたのですが、「小金井しあわせプラン」の中の「障がいの早期発見」のところで障害者計画の中に聴覚の課題を持った障がい者への文言が入っていません。もしできれば、(5) を「各障害の定義にあてはまらない障がい者等について」としていただいて、2 段落目の「高次脳機能障がい者等においては」というところを「軽度・中度の聴覚障がいのある方への支援」と入れていただくと、市の計画との関連が保たれると思います。
伊藤会長	そうですね。これは前もご指摘いただいたところですね。
森田委員	小金井市保健福祉総合計画と合わせてくれたので。高齢者の中にも軽度・中度の難聴の方がいらっしゃるようですが介護保険には載らないところなので、カバーできれば他の計画ともつながってくるのかなと思います。可能であれば是非「軽度・中度の聴覚障がいのある方への支援」を入れていただければと思います。
伊藤会長	31 ページの「障がいのある人の自立をめざす学習の充実」ですが、内容は市民啓発の内容になっていてタイトルと文章が合わないと思います。担当は障害福祉課になっていますが、いかがでしょうか。
吉沢委員	四角の枠の中を読むと、当事者に対して学習のサービスが行われるように読み取れますが、確かに中身は違いますね。
堀池委員	考えてみます。
山田満里子委員	先ほど言った、33 ページの「日中一時支援事業」の文章は「短期入所」のことを書いているので変えていただきたいです。
伊藤会長	障害福祉課よろしく願いいたします。
山田正市委員	細かいことですが、6 ページの「平成 19 年度～23 年度まで」の「～」は「から」にしたほうがよいと思います。8 ページに 2 ヶ所、9 ページにも 2 ヶ所あります。
伊藤会長	よくこのように表記しますが、いかがでしょうか。

中村委員	ただ、他のところでは「から」とひらがなになっているところがあるので、どちらかに統一したほうがよいと思います。
事務局	統一いたします。
山田正市委員	9ページの(4)の4行目「発達障がい者が障がいの」を「発達障がい者も障がいの」と「が」を「も」に変えたほうがよいと思います。
枡本委員	44ページの⑨の「発達障害への対応」の中に、「人材の育成に努めます。」とあるのですが、人材の育成とはどういうことを目指しているのでしょうか。今、対応している部署の人材をもう少し専門的に育てるのか、人員を増やして対応できるようにしていくのか、その辺を教えてください。また、その上にある「障害者手帳を持たない要支援者への支援」にも全く同じことが書いてあります。何か目標があってこのような文章が出てくるのであれば望みがあるのですが、精神の発達障害がないことにされているような感があって悲しいです。どのような支援をするのかということも全く書いてありませんし、将来どのようになるのかということも書いてありません。16ページは「継続・充実」となっています。
堀池委員	小金井市では、精神障害の方については専門的な知識を持った精神保健福祉士を正規職員2名及び非常勤嘱託職員2名配置しています。前年度までは正規職員1名の配置でしたが、今年度は正規職員をもう1名増やしています。26市の中で精神保健福祉士を正規職員として配置している市はほぼない状況の中で、2名配置していることが小金井市の強みだったのですが、発達障害が精神に含まれるということになると、今度は発達障害の体制もスキルアップをしていかなければいけませんので、人材育成と書いているところです。この3項目についてもそうなのですが、今後、障害福祉課の職員のスキルアップを目指しながら、相談支援を委託で行っている関係機関等についても人材育成を図っていきたい。講習会等に参加していただくとか、色々なところで財源を求めながら皆様に少しでもスキルアップを目指していただきたいという意味で、努めていくと書きました。よい表記があるかどうかもう一度考えたいと思います。今後、障がいに比重が重くなってくるので、職員や関係機関、事業所もそうですけれども、精神の専門だけではなく幅広く個々のスキルアップが本当に必要になってくるので、市としては、小金井市の福祉に携わる方のスキルアップ、人材育成という観点で目指していくべきだと感じています。
伊藤会長	よく分かりました。ただ、文章がダブっているので、就労等の問題であったり、障がいのある人であったり、もう少し具体的に課題などを書いてそれに対して支援をするというようにしていただいたほうがよいと思います。
枡本委員	何処へ行ってよいか分からない人もいます。「そら」を紹介すればよいのでしょうか。
事務局	この3項目は、サービス利用に結びついていない人への支援です。「発達障害への対応」については、以前の計画では4つに分かれていたと思いますが、法律で発達障害や高次機能障害は精神障害に含まれるということが出ましたし、高次機能障害については通達も出ていますので、「障害者手帳を持たない要支援者

	への支援」の中にまとめさせていただいて、「発達障害への対応」については今回削ろうと思っています。文言が足りないということであれば、「障害者手帳を持たない要支援者への支援」を膨らませたいと思っています。「発達障害への対応」は削り忘れたということにしてください。
伊藤会長	ただ、先ほどから言っている「軽度・中度の聴覚障がいのある方への支援」については。
事務局	それは「サービス利用に結びついていない人に対する支援策の制度化についての働きかけ」に加えたいと思っています。
伊藤会長	人材育成じゃなくても強化するというのがあってもいいような気がしますがけどね。 46 ページの②の「自動車教習費用の助成」の文章がよく分からないのですが、「周知を図りながら」ということは、周知が図られてないということなのでしょうか。じっくりこない文章です。
事務局	利用者が少ないので周知を図りたいという意味なのですが、もう一度文章を検討いたします。
伊藤会長	前の計画も含めて全部を読み込むのは大変な作業ですが、いかがでしょうか。
山田正市委員	60 ページの「②コミュニケーション支援事業」の、「両奉仕員」は何と読むのでしょうか。「りょうほうしいん」でしょうか。
伊藤会長	手話通訳者や要約筆記者のことだと思いますが、急に奉仕員となるので読みにくいですね。
事務局	小金井市では要約筆記者の養成はやっていませんので、ここも修正いたします。
山田正市委員	65 ページの「第5章 計画の推進体制」のところですが、「庁内でも」というと国の機関か何かと捉えられるので、「市庁内」と「市」を一字入れたほうが分かりやすいと思います。
伊藤会長	「庁内」というのは市役所言葉ですよ。
堀池委員	よく考えるとそうですね。一般的には言わないかもしれませんが。
山田正市委員	下の「第1節」も、「保健・福祉・医療のみならず」とありますが、「市庁の保健・福祉・医療の分野のみならず」と「市庁」と「分野」を入れたほうがよいと思います。続いて「都市計画・教育・産業など」も「都市計画・教育・産業の分野など」と「分野」を入れたほうがよいと思います。その次の「全庁的な取り組み」は「全面的な取り組み」に変えたほうがよいと思います。
堀池委員	調整させていただきます。
ジャパン総研	そのところは、他の計画との整合性がありますので合わせさせていただきます。
伊藤会長	時間が迫ってまいりました。事務局には、今日いただいたご意見等を踏まえてチェック作業をしていただきます。またお気づきの点がございましたら、事務局までご意見等をお寄せいただきたいと思います。締め切りは、最終作成期間に入る前の11月22日（火）までなら検討が間に合うということですので、お忙しい中これだけの文章を読むのは大変ですけれども、ご意見を頂けるとありがたいと思います。よろしく願いいたします。 それでは、議題の検討を終了いたします。最後「3. その他」になりますが、

	矢野副会長から資料のご説明があります。
--	---------------------

3. その他

矢野副会長	「コミュニケーションボード」のパンフレットについてと、「障害者総合福祉法骨格提言まとめる！」資料についての説明。
伊藤会長	貴重な参考資料のご提供をありがとうございました。 最後に、今後の会議の開催日時を確認をしていただきます。次回の開催予定は12月6日（火）、その次は年が明けた1月11日（水）、時間や場所は本日と同じです。2月以降の予定につきましては、会場等は未定ですが、2月7日（火）、3月7日（水）となります。冒頭にご依頼がありましたとおり、任期は3月末ということですので、よろしくご協力お願いいたします。それでは以上で審議を終了いたします。事務局から何かありましたらお願いいたします。
事務局	議事録に関してですが、19回の議事録の修正については11月12日が期限となっています。現在説明部分を省略しない形で修正を進めています。まだおっしゃられていない方がいらっしゃいましたら12日までにご連絡ください。

以上